

雇用保険制度が変わりました！

・・・派遣、パートタイマー等で働く方の
雇用保険の適用範囲が拡大されました・・・

1. 雇用保険の加入要件が変わりました。(平成22年4月1日以降から対象です)
平成22年4月1日以降の加入要件は次の2点です

① 31日以上雇用見込みがあること

② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

(改正前は、①が6か月以上の雇用見込みが有ることでした)

*現在派遣、パートタイマー、臨時職員等で就労されている方は、上記の要件が確認できれば、雇用保険の被保険者となります。(昼間学生等は除きます)

2. 雇用保険料率が平成21年度と比べて、引き上げとなりました
事業別には、次の表の内容になります

事業の種類	改定前			改定後		
	平成21年度 (確定保険料の計算に使用)			平成22年度 (概算保険料の計算に使用)		
	保険率			保険率		
事業主 負担率		被保険者 負担率	事業主 負担率		被保険者 負担率	
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒 製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

その他詳しくは、お近くのハローワーク（公共職業安定所）または、滋賀労働局（電話077-526-8609）までお問い合わせください。